

知的財産戦略本部
「デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会」
報告書に対する意見

知的財産戦略本部において、権利制限の一般条項（いわゆる日本版フェアユース）の検討が進められているとのことですが、これは、日本の著作権法制における権利制限規定の在り方そのものにも影響を及ぼす可能性のある大きな問題であると考えます。特に、一般条項の導入を求める意見の多くは、権利制限の拡大を要望する一環として主張されていると思われ、その意味からも権利者としては憂慮せざるを得ない状況にあります。

私たち権利者側では、著作権法における現行の権利制限規定が、欧米諸国における規定と比較して、より広い範囲での自由利用を認めていると認識しており、文化審議会著作権分科会に権利制限の縮小を求めているところであります（学校等の教育機関における複製に対する補償金制度の要望、図書館利用者に対する複製物の提供から商業目的を除外すること等）。

最近の社会動向をみると、著作物利用者の利便性を向上させるという側面が、「著作物の創造と伝達に携わる者を保護する」という著作権法本来の目的に増して重視されている傾向があります。もとより、保護と利用とのバランスを保つことが重要であることも十分理解しておりますが、このような状況にあって、「公正な利用」という指標がともしれば利用の促進という方向にのみ偏して解釈されてしまうことを危惧いたします。貴調査会の報告の中にも、「一般規定の導入によりこれまで裁判例によって違法であるとされてきた行為が当然にすべて適法になるとの誤解等に基づいて違法行為が増加することが懸念」されるとの記述があります。新たな著作物の創造の源泉を保護するための著作権法では、著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できることはあくまでも例外であり、その例外である権利制限が一般規定として置かれることは、著作権制度の根幹に関わる重大な問題です。特に慎重な議論が尽くされることを期待します。

いうまでもなく、英米における「フェアユース」あるいは「フェアディーリング」は、長年にわたる多くの判例の積み重ねによって確立されてきた制度であり、これが日本における裁判制度およびその運用実態に適合するかどうかという検証も必要です。また、欧米諸国では、著作物を利用する際の許諾や契約のシステムが成熟しているという事情があります。先ごろ東京で開催された「アジア太平洋デジタル雑誌国際会議」においても、欧米のメディア企業から、IT需要で使用するにあたって著作権をクリアするのは当然であるとの実例が示されました。ウェブを含むマルチユースを実現するために、営利・非営利にかかわらず、著作物の利用にあたっては契約を交わしているとのことでした。

以上のような観点をご配慮いただき、貴専門調査会においても関係者の意見を十分に聴取した上で慎重なご検討が行われることを切望いたします。

以上